

○平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定によ
ることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定め
る件）

（平成五年十一月二十九日）
（郵政省告示第六百十号）

改正	平成	六年	一月二四日	郵政省告示第	六二八号
	同	七年	八月一四日	同	第四二二号
	同	八年	八月一四日	同	第四二七号
	同	九年	九月一日	同	第四五三号
	同	九年	二月三日	同	第六一四号
	同	一〇年	三月二二日	同	第一二八号
	同	一〇年	九月四日	同	第四三四号
	同	一〇年	二月二五日	同	第六〇五号
	同	一二年	三月三〇日	同	第二一五号
	同	一二年	一〇月四日	同	第六二〇号
	同	一三年	四月一七日	総務省告示第	二六七号
	同	一五年	二月二四日	同	第一四九号
	同	一六年	一月二六日	同	第九七号
	同	一七年	一〇月二二日	同	第一二三七号
	同	一三年	三月二二日	同	第八六号
	同	一四年	二月五日	同	第四四八号

同	一八年	五月一八日	同	第	一二二一号
令和	元年	一月二〇日	同	第	一二五一号
同	二年	七月二二日	同	第	一二三三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条及び
第三十四条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理
な移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に
接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定める。

次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備
であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末
等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一
号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわ
らず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 電波法（昭和二十五年法律 第百三十一号）第四条第三号 に規定する無線局であつて、 電波法施行規則（昭和二十五 年電波監理委員会規則第十四 号）第六条第四項第六号に規 定するPHSの陸上移動局（無 線設備規則（昭和二十五年電 波監理委員会規則第十八号）	規則第二十一条及 び第二十四条	中欄に掲げる規定 を適用しない。
	規則第二十九条第 一号	規則第二十九条第 一号に規定する機 能を有せず、か つ、移動電話端末 固有情報を記憶す る装置が規則第二 十九条第二号及び

第九条の四第七号イに規定するPHSの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。)の無線設備を使用する移動電話端末等		第三号の機能を有する場合には、中欄に掲げる規定を適用しない。
一 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等	規則第三十条	音声符号化装置を使用しないときの送出電力は、中欄に掲げる規定を適用しない。
	規則第十八条第二号	中欄に掲げる規定にかかわらず、発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつて、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後二分以内にチャ

	ネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。
規則第十八条第二号	中欄に掲げる規定にかかわらず、自動再発信を行う場合にあっては、その回数は三回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあっては、別の発信とみなす。
規則第二十一条	中欄に掲げる規定を適用しない。
規則第二十二條第一号	中欄に掲げる規定にかかわらず、移動電話用設備からの位置情報が移動電話端末に記憶さ

規則第二十四条	中欄に掲げる規定にかかわらず、移動電話用設備から指定された条件に基づき、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の指定された制御チャネ れているその情報と一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、移動電話用設備からの指示があつた場合、又は利用者が移動電話端末を操作した場合にあつては、この限りでない。
---------	---

規則第二十五条	中欄に掲げる規定にかかわらず、通話チャネル送信停止指示について移動電話用設備からの指示があつた場合には、同条に規定する確認をする信号の送付は要し ルの受信レベルについて検出を行い、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の受信レベルが移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を移動電話用設備に通知するものであること。
---------	---

二 無線設備規則第四十九条の 二十三第二号に規定する非静 止衛星に開設する人工衛星局 の中継により携帯移動衛星通 信を行う携帯移動地球局の無 線設備を使用する移動電話端 末等	規則第二十九条第 一号		中欄に掲げる規定 を適用しない。た だし、移動電話端 末が移動電話端末 固有情報を記憶す る装置を取り外す ことができる機能 を有しない場合 は、この限りでは ない。
	規則第三十条		中欄に掲げる規定 を適用しない。
	規則第二十三条		移動電話端末等 は、現に使用中の 通話チャネルの受 信レベルと、移動 電話用設備から送 出される他のチャ ネルの受信レベル とを比較し、自発

ない。

	規則第二十四条第 二号		中欄に掲げる規定 を適用しない。
	規則第二十八条の 二		中欄に掲げる規定 を適用しない。
	規則第二十九条第 一号		規則第二十九条第 一号に規定する機 能を有せず、か つ、移動電話端末 固有情報を記憶す る装置が規則第二 十九条第二号及び 第三号の機能を有 する場合には、中 欄に掲げる規定を 適用しない。
			的にチャネルを選 択し、切り換える 機能を有している 場合は、中欄に掲 げる規定を適用し ない。

四 発信する機能を有しない移動電話端末等（前項に掲げるものを除く。）	規則第二十八条の二	中欄に掲げる規定を適用しない。
------------------------------------	-----------	-----------------

改正文 （平成一七年一〇月二一日総務省告示第一二三七号）

抄

平成十七年十二月一日から施行する。

改正文 （平成二三年三月二二日総務省告示第八六号） 抄

平成二十三年四月一日から適用する。

改正文 （平成二八年五月一八日総務省告示第二一一号） 抄

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

改正文 （令和元年一二月二〇日総務省告示第二五一号） 抄

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。